

(H17.9.22 第2回(仮称)まちづくり条例策定委員の会議資料より抜粋)

| 項目 | 参加と協働(参加) |
|----------------------------|---|
| H17「(仮称)まちづくり基本条例を考える会」提言書 | <p>(1) 参加の権利</p> <p><u>地域活動を中心としたまちづくりへの参加</u></p> <p>2004年度(平成16年度)に実施した八尾市市民意識調査で、まちづくりへの参加状況についての質問を行っています。回答として一番多いのは「自治会活動に参加(26.7%)」、次に「学校のPTA活動に参加(21.1%)」「テーマ型の市民活動に参加(8.4%)」「地区福祉委員会に参加(5.0%)」「市の審議会等への委員など(0.6%)」となっています(※P20参照)。八尾市での地域活動の重要さが分かる結果だと思います。</p> <p><u>誰でも自由にまちづくりに参加できる</u></p> <p>市民であれば、誰でも自由に、お互いに平等な立場でまちづくりに参加できるべきです。行政への参加を考える際には、外国人や20歳未満の人など参政権がないことで参加の機会を保障されていない人々に対しても参加の機会を設けていくことが必要です。</p> <p><u>参加しやすい環境を整える</u></p> <p>一方、制度として参加の権利を保障されていたとしても、運用面で参加しづらい環境の場合もあります。たとえば、平日に開催される会議には仕事を持つ人はなかなか参加できません。子育て世代は、保育のサービスがないと会議には参加できません。参加を妨げているさまざまな障害を克服し、だれもが気軽に参加できる環境を整えていくことが求められます。さまざまな年代や立場の人が参加できるように工夫することが大切です。</p> <p><u>参加は義務ではなく権利である</u></p> <p>参加は義務か権利かという点では、参加したくてもさまざまな理由により参加できない場合もあるため、<u>参加しない自由も尊重しなければなりません</u>。参加しないことを非難することがあってはならないと思います。あくまでもまちづくりへの参加の権利を保障することが大切です。</p> |
| 条文案 | <p>(まちづくりに参加する権利)</p> <p>第3条 市民は、平等にまちづくりに関して意見を述べ、また、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。</p> |
| 条文解説 | <p>ここでは、市民には等しく「まちづくりについて意見を述べる権利」と「まちづくりへ参加する権利」があることを明記しました。</p> <p>前文に掲げる市民どうしの対話の場への参加も市民の自由な権利であり、参加する人や参加しない人が差別的な扱いを受けないことを規定しているものです。</p> <p>行政への参画では、市民が参加しやすいように、参加者のことを考えて夜間や休日の会議の開催や、一時保育など参加を妨げているさまざまな障害を克服し、だれもが気軽に参加できる環境を行政が整えていくことが求められます。さまざまな年代や立場の人が参加できるように工夫することが大切です。</p> <p>「意見」とは、行政に対しての要望や提案等を言います。市民発意のさまざまな提案なども含みます。</p> <p>「参加」とは、市民がまちづくりに関して意見を述べたり、計画立案や実施段階に主体的に関わることを言います。市民発意で行政に課題自体を提案できる参加や市民が主体となりさまざまな活動を行う参加など幅広く市民の自由な参加をいいます。</p> <p>「参画」とは、市の政策の立案から実施に至るまでの意思形成の早い段階から市民の意思が反映されることをさします。</p> |

| | |
|-------|--|
| 他市の条文 | <p><u>ニセコ町まちづくり基本条例</u></p> <p>(まちづくりに参加する権利)</p> <p>第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。</p> <p>3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。</p> <p>4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)</p> <p>第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>(まちづくりに参加する権利の拡充)</p> <p>第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p> |
| | <p><u>宝塚市まちづくり基本条例</u></p> <p>(市民の権利と責務)</p> <p>第6条 市民は、市の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりの基本理念にのっとり、主体的にまちづくりに取り組むよう努めなければならない。</p> |
| | <p><u>大和市自治基本条例</u></p> <p>(市民の権利)</p> <p>第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。</p> <p>2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。</p> <p>3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。</p> <p>(地域コミュニティ)</p> <p>第12条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団(以下この条において「地域コミュニティ」という。)が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てよう努めるものとする。</p> <p>2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。</p> <p>3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。</p> <p>4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。</p> |
| | <p><u>岸和田市自治基本条例</u></p> <p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 前項に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(事業者の権利)</p> <p>第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。</p> <p>(参画)</p> <p>第17条 市は、意見聴取その他の多様な制度を設け、又は施策を講じることで、市民が参画する機会を保障しなければならない。</p> <p>2 市は、市民が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。</p> |

＜H17.9.22会議当日のご意見＞

- ・子どもや外国人の参加については、積極的に参加の機会を作っていくことの規定がある。なぜ、ニセコ町の規定のように参加する権利の中に子どもの参加を盛り込めないのか。
- ・参画についても、何度も条文の中にでてきており、用語の定義が必要である。
- ・全体的に人権を尊重したまちづくりという観点が低い。基本原則のところでは人権を尊重したまちづくりと入れるべきではないか。
- ・第3条では、まちづくりに参加する権利と平等の権利があるが、前提としてまちづくりに参加する権利があり、そのうえでその権利が差別されず、平等であるという構成である。まず第1項でまちづくりに参加する権利のみを謳うべきであり、第2項でそれが平等であり、参加、不参加を理由として差別されないとした方がよい。



【令和4年4月時点の条文】

(まちづくりに参加する権利)

- 第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- 2 市民は、まちづくりへの参加においては、お互いが平等であることを認識しなければならない。
- 3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。